限定承認公告

本籍群馬県前橋市稲荷新田町五二七番地、最後の住所千葉県浦安市富岡一丁目二二番一―二一〇号日神パレステージ新浦安

被相続人　亡　柴田　信明

右被相続人は平成二十三年九月十五日死亡し、その相続人は平成二十四年三月二十三日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十二日

群馬県伊勢崎市宮子町七一八―三

相続財産管理人　柴田　佳子

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市旭区川島町一五九一番地、最後の住所神奈川県横浜市磯子区森二丁目一四番一九号ハイツ鯉桐二〇三号

被相続人　亡　井上　隆夫

右被相続人は平成二十三年一月十四日死亡し、その相続人は平成二十四年三月二十八日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十二日

神奈川県横浜市旭区川島町一五九一番地

限定承認者　井上　利江

限定承認公告

本籍大阪市東成区東小橋二丁目四番、最後の住所大阪市東成区東小橋一丁目一八番一八号

被相続人　亡　嶋﨑　信義

右被相続人は平成二十三年十二月二日死亡し、その相続人は平成二十四年四月二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十二日

大阪市天王寺区玉造元町二番二九―五〇三号

限定承認者　嶋﨑とし子

社債権者集会決議認可公告

平成二十四年三月十六日開催の当社第一回から第六回無担保社債の社債権者集会の左記決議について、第四回債については平成二十四年三月二十二日付で、第一回債、第二回債、第三回債、第五回債及び第六回債については平成二十四年三月二十三日付で、東京地方裁判所の認可を得ましたので公告いたします。

右記無担保社債の償還元本の一部の支払期日につき、第一回債及び第四回債は、当初元本の三十％を平成二十五年四月九日に、第二回債及び第五回債は、当初元本の三十％を同二十五年四月十日及び当初元本の五十％を同二十六年四月十日に、第三回債及び第六回債は、当初元本の三十％を同二十五年四月十一日及び当初元本の五十％を同二十六年四月十一日に各々変更し、加えて全額面による繰上償還が認められるように変更します。

また、頭書各無担保社債の利息の支払方法につき、当初償還予定日にその日までの利息を支払い、その後について、満期償還日まで、第一回債及び第四回債につき、平成二十四年から同二十六年まで、毎年四月及び十月の九日に、第二回債及び第五回債につき、平成二十四年から同二十六年まで、毎年四月及び十月の十日に、第三回債及び第六回債につき、平成二十四年から同二十六年まで、毎年四月及び十月の十一日に各々利息を支払うものと変更します。

平成二十四年四月十二日

東京都渋谷区広尾五丁目二二番三号

ＮＴＬファイナンス合同会社

代表社員　一般社団法人ビーワイホールディング　職務執行者　角田　博昭

特定社債権者集会招集公告

特定社債権者各位

左記のとおり市川１特定目的会社第一回一般担保付特定社債（適格機関投資家限定）（以下「本特定社債」といいます。）の特定社債権者集会（以下「本集会」といいます。）を開催いたしますので公告いたします。

本集会において議決権を行使される場合は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第百十八条にて特定社債に準用する同法第八十六条第二項の規定に基づく提示のため、ご所有の振替法第六十八条第三項各号に掲げる事項を証明した書面（以下「証明書」といいます。）を添え、平成二十四年四月二十六日までに次の場所にご送付願います。なお、本集会にご出席される場合は、当日ご所有の証明書（代理人御出席の場合は更に委任状）及び本人確認書類の提示が必要となりますので、ご持参ください。なお、本集会に当日ご出席願えない場合は、事前に書面を提出することにより議決権を行使することができます。かかる場合は、平成二十四年四月十九日から本集会が開催される日時までにご提出ください。

記

一、日時　平成二十四年五月八日（火曜日）午後二時〇〇分

一、場所　東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

市川１特定目的会社　本店会議室

一、集会の目的たる事項

本特定社債の社債要項の一部を変更する件

右議案は、本特定社債の社債要項の規定のうち、「利率」（第四項）、「利息支払の方法」（第九項）、「元金償還の方法」（第十項）、「利息支払及び元金償還の順序・方法」（第十一項）、「特定社債権者集会」（第二十二項）、別紙一「誓約事項」、別紙二「期限の利益喪失事由」、別紙三「定義集」、別紙五「資金管理ルール」及び別紙六「損害保険付保基準」の現行の記載を変更するために提出されるものです。

右記議案に関する詳細は、左記の連絡先にご照会ください。

（連絡先）

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号

東京ビルディング　市川１特定目的会社

平成二十四年四月十二日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

市川１特定目的会社

取締役　坂下　雅弘

任意清算公告

当社は、平成二十三年十一月三十日をもって解散し、会社法第六八六条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月十二日

沖縄県うるま市石川伊波三一〇番地の六

合資会社伊波石油

代表社員　上運天進徳

第一種金融商品取引業に係る吸収分割の公告

当社は、吸収分割により株式会社証券ジャパン（住所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目二番一八号）に対して当社の第一種金融商品取引業に係る事業の権利義務を承継させることといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年五月十四日です。

平成二十四年四月十二日

東京都中央区日本橋兜町一番一〇号

室清証券株式会社

代表取締役　曽根　明男

第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年五月十五日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年四月十二日

東京都中央区日本橋兜町一番一〇号

室清証券株式会社

代表取締役　曽根　明男

取消公告

平成二十四年四月二日（号外第七十六号）掲載の左記会社に係る解散公告は取消します。

平成二十四年四月十二日

京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町一番地

ジーエス・イーイー株式会社

代表清算人　辻村　耕治

正誤

ページ	段	行	誤	正
八三	一七		受還付入沈擢	受還付入沈擢
〃	二三		受還付入沈擢	受還付入沈擢

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十二日付第八五号一二　八ページ●同日付政府調達第七〇号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）